居住支援法人の取組みと現場

生活クラブ生活協同組合神奈川
副理事長　佐野めぐみ

サステイナブルなひと、

生活クラブ

生活クラブ生協グループの概況
誕生1965年（東京都世田谷区）

単協数　３３単協・１連合会

全国21都道府県で自立した運営と活動を行い、連帯して運動を推進しています。

組合員数　約４２万人（26年3月末）
生活クラブ神奈川　86.817人





全体テーマ

「人・地域・自然がつながりあうことで、協同の価値が根をはる地域社会へと変革をすすめ、すべてのひとが人間らしく生きられる豊かで持続可能な社会を次世代へ手渡します」

7の行動指針

（1）食の自給圏を広げます。

（2）脱炭素社会の実現をめざします。

（3）ソーシャルインクルーシブ社会の実現をめざします。

（4）顔と名前がわかる関係づくりを推進すると共に、しなやかに支え合うお互いさまの地域づくりを

（5）豊かな自然環境・生物の多様性を守り、次世代へ手渡します。　すすめます。

（6）農が身近にある暮らしを推進します。

（7）組合員参加とパートナーシップで人々が＜つどい＞・＜つながる＞協同組合型地域社会をめざします。

～生活クラブ神奈川　居住支援構想～

「居住支援」を生活の基盤を支える運動として位置付け推進する

☆２年超、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしたコロナ感染では、二層化が進んだ社会構造の中で弱い立場の人たちに強く影響を与え、能力主義、自己責任という自助を強調する新自由主義の暮らしの脆弱さが明るみになりました。こどもや若者、女性の自殺が、かつでなかった程に増え、その背景にある「孤立」への対応が喫緊の社会課題となっています。小中高生の自殺者は538人２年連続で過去最多を更新し、若年層（15～39歳）は5年連続3千人を超えています。（厚生労働省・警察庁2025年確定値）

☆居住は人権

憲法25条では「人間らしく、健康で文化的な最低限の生活を営むための保障」としています。
しかし日本では、これまで「そこに住む人」に焦点をあてた住宅政策を持ってきていません。
住宅問題はあくまでも「個人」の問題とされ、国の責任として「住居」の保障をとらえてはおらず、
生活困窮にある若者・女性・高齢者は居住の課題でも取り残されたままとなっています。
人の生活の基盤である「居住」を新たな人権としてとらえるべき現在、**適切な住まいと居住環境**が、**人間の生存や健康、幸福をもたらす**という**居住福祉**の思想に基づいた居住や地域社会のあり方を改めて問いなおす必要があります。

人間が生き続けていく上で「住まい」は大変重要な基本的人権

誰にでも起きる可能性がある「住まい」の問題について、対象も多様化している現在、制度事業だけは解決できなくなってきています。単に住まいの確保だけはなく、制度事業だけではない、制度などのすきまにいる人を含めて、オルタナティブな居住支援の取り組みを検討していく必要があります。

そうした課題への試みとして事業をスタートし、「まちづくりとしての居住支援」に取り組んでいます。

☆2023年4月　旭センターの改修工事終了し[ホームタウンみなみ」スタート
☆　5月　シェアハウス「Nagomo」入居開始
☆　7月　生活クラブ居住支援検討会議発足
　設定テーマ　「ケアに満ちた地域社会を目指して」
　答申書作成、答申内容の進行を居住支援推進会議に引継ぐ
☆2024年４月　生活クラブ生協として神奈川県より居住支援法人として認定される
☆　4月　居住支援推進室設置
☆　6月　組合員参加の一つとしての「ハウジングギフト」のスタート
☆　7月　矢向センター３階の改修工事終了し｛Nagomo矢向｝スタート
☆　9月　直営ケア付きシェアハウス「Nagomo矢向」入居開始
☆2025年 6月　サブリース型住宅検討プロジェクト　開始
☆2026年 7月　サブリースのスタート

HOUSE　から　HOME　へ

安全、安心な食の共同購入を柱とする生活クラブ生協の運動は、人の暮らしを中心に、健康、福祉、たすけあい、保育、居場所、ワーカーズコレクティ・コレクティブという働き方など、暮らしの周囲にある問題を参加型で解決する様々な運動を生み出してきました。こした運動は今日まで社会の動きに連動しながら継続し、成長して、それぞれの活動を連携、ネットワークし次のステップへと。

生活クラブがこれまでも大切にしてきた「住み慣れたまちで暮らし続ける」ことをよりすすめていくために生活クラブ神奈川として、居住支援法人を取得し、人権でもある人の暮らしを支える「居住」の提供のための相談、マッチングを行っています。

☆居住福祉とは「暮らし」を考えること

「福祉」は、高齢者や障がい者などの人に対して提供される特別なサービスのように捉えられがちですが、日常生活の基盤として心身の健康の土台となる「住まい」＝「福祉」と捉えることが必要です。

☆「福祉」＝「住まい」＝「まちづくり」

「住宅」は暮らしを包む風呂敷　⇒　ひとり１人の暮らしと様々な問題が包括される。

「居住支援」は、住宅確保要配慮者に対しての入居支援（住宅確保）と入居後の生活支援を一体的に提供することが必要であり、むしろ住宅確保後に生活支援をどのようの整えるかという視点が重要です。

⇒「居住支援」＝「生活の延長」＝まちづくりとしての居住支援

HOUSE　から　HOME　へ

☆「まちづくりとしての居住支援」には2つの視点が重要

経済的理由からや入居条件により、適切な住まいを持ちにくい人の問題は、日本の社会的課題。
生活クラブ内外のネットワークを活性化し、格差、孤立という単独では解消が難しい社会課題に対応し、生活の基盤となる住まいの提供と生活を取り巻く関係性をつくることを通して「居住」の安定と継続をはかることで、ケアに満ちた地域社会づくりを推進していく。それが生活クラブ地域貢献モデル、まちづくりとしての居住支援の取り組みとして、他の地域での展開モデルとなり社会化をすすめていく。

ハウスレス（経済的困窮）と　ホームレス（社会的孤立）

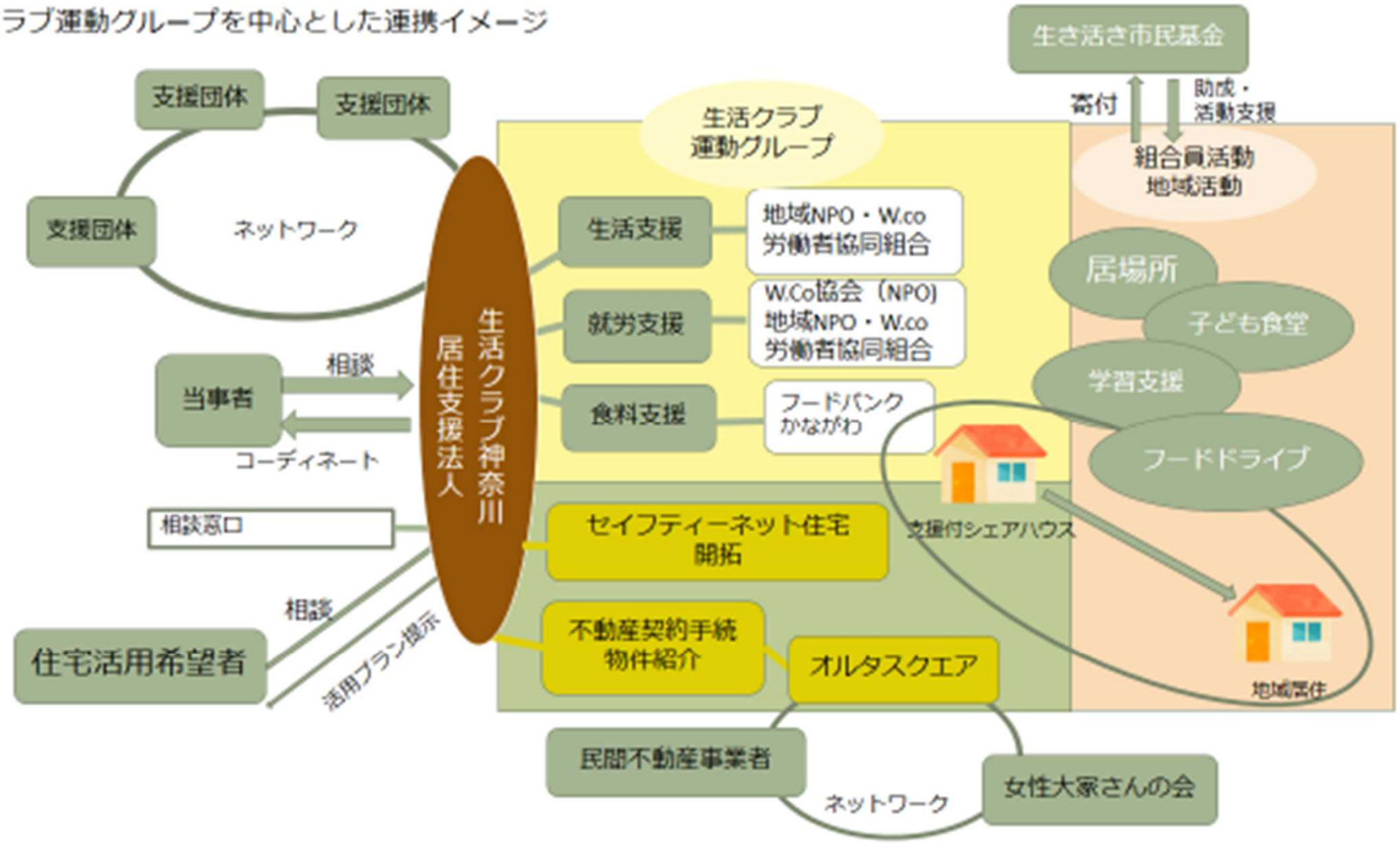
経済的困窮への対応（問題解決型支援）に加え、社会参加や人との繋がりを含めた生活の営みを確保する（伴走型支援）ことが重要。

⇒　地域で暮らして貧困と孤立を解消していくためには「住まい」を通じた人やコミュニティと関係性の回復。

家族機能としての日常生活支援や身もまりの仕組みをつくり、住み慣れた地域で人の関係性をつなぎ

家族機能の社会化をひろげていく取組みとしていくことが重要。

生活クラブ運動グループを中心とした連携イメージ



ここに集う人たちがほっと一息ついて、「またがんばろう」と思えるような、
そんな場所を目指して構想された複合拠点『ホームタウンみなみ』

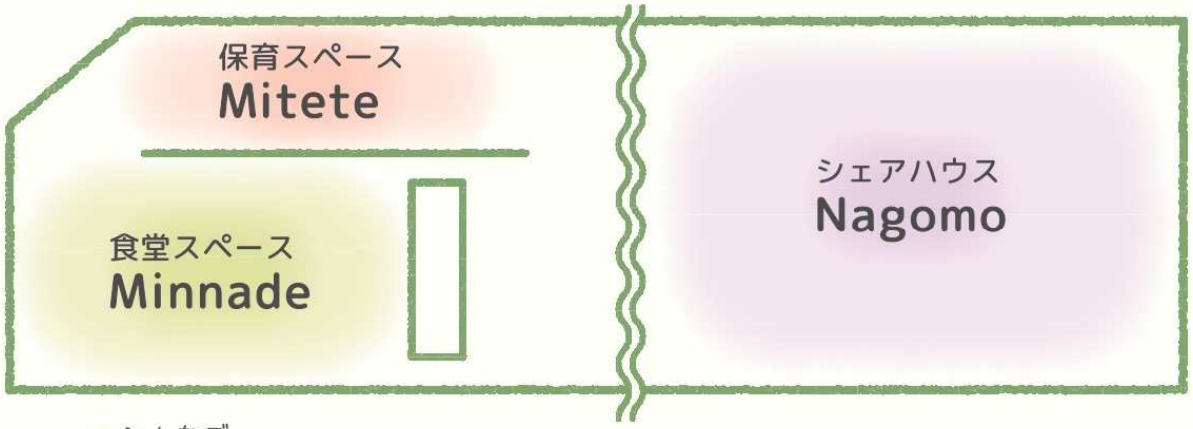


保育スペース Mitete（みてて）

- 週１回「子育てひろば」を開催します。
- 予約なしで利用できます。
- 月1回 イベントを開催予定です。
- おやこで気軽に立ち寄れる交流スペースです。「ちょっと、みてて♡」と言える子育て仲間をつくりましょう。

シェアハウス Nagomo（なごも）

- 女性のための中期(※)シェアハウスです。(※：～１年程度が目安)
- 就労のこと、食のこと、子どもの保育のことなど入居者の「ちょっと助けて」を、生活コーディネーターが「ちょっと助ける」ことで、Nagomo を出た後の自立に向けてつなげていきます。
- 手厚い支援や指導でその後の生活への段差を作ってしまうのではなく、入居者が「生きやすい生き方」をみつけるためのサポートをし、そこに向けてのゆるやかなスロープになることが Nagomo の目指す姿です。



食堂スペース Minnade（みんなで）

毎月第３金曜日

- フードパントリー　14:30 ～ 16:00　食の支援が必要な方に無料で配布します。
- 多世代食堂　16:30 ～ 18:30　子どもも大人もどなたでも！
  忙しい毎日を過ごす方、いつも１人でお食事をしている方、親の帰りを待つ子、家庭的な料理の食事ができますよ。
  キッズスペースもあるので、自分の子どもたちだけでなくみんなで見守ります。
  食事をするだけではない、世代を超えてゆるくつながれる場です。

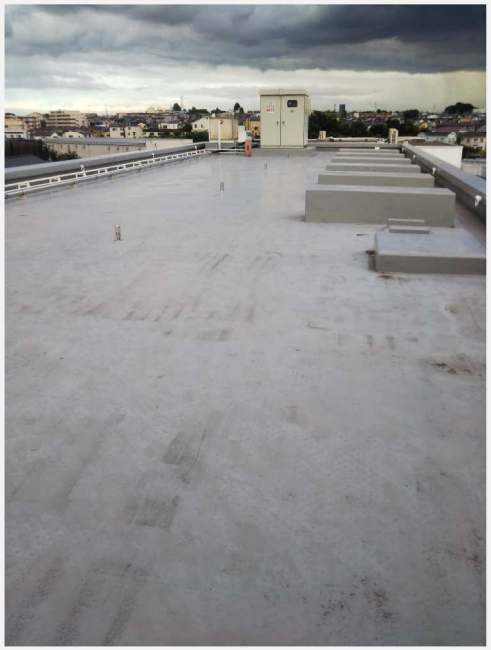


HOME TOWN みなみ

災害時にも安心

・エネルギー事業連合による PPA事業により、旭センター屋上にソーラーパネル設置

・シェアハウスで非常時に活用できるよう、蓄電池を設置



HOUSE　から　HOME　へ

景気対策の大きな手段として拡大してきた不動産市場は、過剰供給の時代になり、住居を持てない若者、女性、困窮者が存在する一方で、高齢化による住み手がいなくなった住宅が増加しています。この両者を結び付ける媒体として「住宅確保要配慮者居住支援法人」（以下、居住支援法人）の持つ機能は大きい。

国交省「住まい環境整備モデル事業」は誰もが安心して暮らせるためのモデル的な取り組みについて公募され、先導性が認められた事業に対し補助金が交付される事業で、旭センター・シェアハウスは生活クラブの資源を活用した居住困窮状況にある女性（母子家庭を含む）の自立生活支援のための居住の取り組みという新たなモデルとして、国交省「住まい環境整備モデル事業」の主旨とも合致しモデル事業として選定され補助金交付を受けた。

災害時にも対応できる様、生活クラブエナジーのPPA事業により屋上にソーラーパネル設置し、非常時に活用できる蓄電池も設置している。地域の中にシェアハウスがある事で、緊急時には地域にも貢献できる仕組みとして設備を備えている。

基本的人権の尊重には、差別されない権利、最低限度の生活を営むための権利がある。

その権利を守る為には、単に雨風をしのぐ箱としての「居住」では無く、基本的人権を守り、誰もが排除されず安心して暮らせる「住まい」、生活のライフライン（上下水道・電気・ガス）等のインフラ整備は必要不可欠。

人・地域・自然がつながりあうことで、協同の価値が根をはる地域社会へと変革をすすめ、
すべてのひとが人間らしく生きられる豊かで持続可能な社会を次世代へ手渡します